

平成27年第11回栗原市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成27年10月21日(水) 午後2時

2. 招集場所 栗原市金成庁舎2階 201会議室

3. 出席委員

1番 笠間 八十公 委員 2番 佐々木 一彦 委員

3番 亀井 芳光 委員 4番 白鳥 正文 委員

5番 早坂 留美 委員

4. 説明のため出席した者

部 長 鈴木 正弘

次 長 菅原 昭憲

次 長 白鳥 智之

教育総務課長 高橋 喜美男

学校教育課長 加藤 栄悦

学校教育課副参事 高橋 伸

社会教育課長 千葉 正一

文化財保護課長 高橋 久悦

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 白鳥 明美

6. 開 会

午後2時00分

教育総務課長 只今から平成27年第11回栗原市教育委員会定例会を開会いたします。

一同礼。御着席願います。

本日は、5名全員の出席でございます。それでは開会の挨拶を教育委員長よりいただき、その後、教育委員長の進行のもとに進めていただきますので、よろしく願います。

7. あいさつ

佐々木委員長 紅葉が栗駒山から次第に里の方に下りてきて、秋の深まりが意識されるこの頃です。先週の土曜日には、全国高校駅伝競走大会宮城県予選が開催されました。しばらく前から参加校の試走が相次いでみられ、賑わいを見せていましたが、当日は、気持ちよい秋晴れの下で、新設されたハーフマラソンの公認コース走り初めとなりました。

発着点の若柳総合支所前だけでなく、保育所付近や畑岡地内各所の沿道にも応援や観戦の方が見られました。収穫の終わった田園風景を背に力走する選手に温かい声援が送られました。コースは、平坦で視界を遮るものも少なく、遠くまで見通せるので、競技の状況を知ることができるかと好評で、応援にも力が入ったようでした。男女ともに上位は強豪校が並びましたが、市内各高校の選手や栗原市出身の市外校の選手の頑張りも目に付きました。

11月8日には、「栗原市合併10周年記念第1回栗原ハーフマラソン大会」が、1000人を超える選手を迎えての開催となります。初回のハーフマラソン大会が、多くの観衆を得て盛會理に行われるように祈念します。なお、笠間委員さんが出場される予定ですので、みんなで応援したいと思います。

さて、秋は、灯火親しむ候とも言われますが、10月27日から11月9日まで、読書の奨励、読書活動の推進を目的とする読書週間となります。読書週間に前にした全国世論調査では、この1か月間に1冊でも本を読んだ人は、全く読まなかった人を少しだけ上回りました。1冊も本を読まない人の年代別の割合は、30歳代と70歳以上が52%と最多で、20歳代が若者の活字離れと言われる中で42%、他は45%前後でした。本を読まなかった理由は、時間がなかったが最も多く、本を読まなくても困らない、読みたい本がないと続きました。

私は、あまり本を読む方ではありませんが、芥川賞で話題の又吉直樹さんの「火花」が売れ過ぎて印刷が間に合わず書店になくなった時期の少し前に購入して読みました。面白かったです。

同調査では、学校で一斉に読書をする時間を設ける取り組みについても尋ねていて、89%の人が、子供に読書の機会を与えることを望ましいと答えています。その理由としては、読み書きする力が高まる、幅広い知識や教養が得られる、創造力が豊かになる、感性が豊かになる、物事への興味や関心が高まる等が挙げられました。文部科学省の昨年度調査では、全国の公立の学校の内、一斉読書の時間を設けている学校は、小学校が97%、中学校が88%、高等学校が43%でした。

読書は、人間の総合力を向上させることができます。また、小中学校においては、読書力は、基礎学力の大切な部分を占め、それを伸ばすことは、学力向上に直結すると考えています。

ある時、問題行動が多く、生徒の心が荒れていたある中学校で、それを立ち直らせる取り組みの一つとして、全校で朝の20分読書タイムを導入したことがありました。初めは何を読んでもいいのか分からずにざわついていた生徒も、間もなく本に向かうようになり、次第に、この時間帯は、校舎全体が静かになりました。子どもたちは余計なことを考えずに本の世界に入り込み、安心感を感じて情緒の安定した時間帯を過ごすことで、その後の授業にも落ち着いて取り組めるようになったと当時の校長先生が話してくれました。

市内幼稚園や小中学校で、全校読書タイムの充実や読み聞かせボランティアの活用、親子読書の奨励等、読書力の伸長への取り組みが盛んになることを願っています。

本日のご審議よろしく願いいたします。

8. 前回教育委員会会議録の承認

佐々木委員長 それでは、日程1、前回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 平成27年9月29日、本会場において開催されました平成27年第10回栗原市教育委員会定例会でございますが、ご審議いただいた議案は、「議案第60号 栗原市就学指導委員会専門委員の人事について」を含む4議案でしたが、全て承認可決されました。

以上でございます。

佐々木委員長 説明が終わりました。この内容について、ご質問等はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、前回教育委員会会議録は説明のとおり承認することとします。

9. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐々木委員長 日程2、教育委員会会議録署名委員の指名を行います。
例により議長から指名します。
1番の笠間委員と3番の亀井委員をお願いいたします。

10. 教育長報告

佐々木委員長 日程3、教育長報告を行います。
教育長から報告をお願いします。

亀井教育長 それでは、一般事務報告をさせていただきます。まず、私に対応した事業等につきましては
別紙資料がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

さて、9月8日から10月2日まで行われました議会のことを前回の教育委員会でも若干お話ししましたが、その中で、主なものとして、条例が可決されたわけですが、一つは、ふたば幼稚園という名称から志波姫幼稚園に変えた設置条例、それから、岩ヶ崎地区の幼稚園が栗駒幼稚園一本になりますので、その設置条例の改正等がございました。それから、預かり保育等の時間でございますが、朝7時から夜7時までということで、前後30分ずつ延ばしました。これは、子ども・子育て支援法によって、3歳以上を幼稚園児にするということで、保育所と幼稚園同じサービスを提供するというので、そのような形にしたところでございます。体育施設関係では、新たに旧築高体育館跡地にテニスコートを作りましたので、その管理に関する一部改正を行いました。それから、放課後児童クラブの設置場所でございますが、現在、志波姫は小学校校庭の端っこの方にあるわけですが、来年度は今貸しております志波姫小学校の脇にある離れ校舎、そこに持っていくということで条例を改正しました。築館の放課後児童クラブは現在築館小学校の校舎を使っておりますが、それを幼稚園が空きますので、幼稚園の方に持っていくということで、改正したわけですので、よろしくをお願いいたします。

次に、学校関係ですが、10月9日に1学期の終業式を終わらせて、10月15日に2学期がスタートしたところであります。例によって、不登校の状況ですが、10月15日時点で、小学校で不登校と思われる児童が6名、昨年度比2名多いということでございます。中学校は34名、昨年度比マイナス3名という状況でございます。引き続き、この不登校対策についてはいろいろな形でやっていかなければならないと思っております。ただ、けやき教室の方は、現在在籍が10人で、連日10人ではありませんが、そういう形で登校している状況のようであります。引き続き不登校対策に努めていきたいと思っております。

その他の行事といたしましては、先ほど委員長さんがおっしゃったとおり、いろいろありましたが、10月14日はジャズコラボ in くりはらで市内小・中・高校生と大山日出男とセプテットの合同演奏会がありました。その折に、後援している奥田建設の社長さんから銅鑼を寄贈するというので、その日のうちに発注して間もなく来るのではないかと思います。そういうことがございましたので、お知らせします。なお、17日は高校駅伝の応援等本当にありがとうございました。結果として共に仙台育英高校が優勝しましたが、市内の高校も4校全部参加してくれまして、非常にうれしい限りでありました。それから、昨日、今日と小・中学校の音楽祭が行われたところでございます。この後、11月8日にはハーフマラソン大会、是非声援をお願いしたいと思っておりますし、笠間委員さんには是非頑張ってくださいと思います。それから、11月の行事をあらかじめお知らせしておきますが、11月23日は海上自衛隊横須賀音楽隊がやってまいります。これにつきましても委員さん方をご招待したいと思っておりますので、

是非お聴きになっていただければ幸いです。なお、前の会でも話しましたが、10月31日から市政懇談会が、若柳多目的センター、栗駒総合支所会場を皮切りに始まりますので、お知らせいたします。

次に、いじめ問題についてでございます。昨年12月15日に市内の中学生が不慮の事故で亡くなるという事件がありまして、これについて第三者委員会としていじめ防止対策調査委員会を設置したところでございます。今度の10月25日が25回目の会議でありまして、最後の会議になりまして、その折、委員長の方から報告書が教育委員会の方に答申される運びになっておりますのでお知らせしておきたいと思っております。なお、その後教育委員会を開催し、市長に報告し、そして遺族に報告し、栗駒中学校における保護者説明会、報道機関への投げ込みという形で進めていきたいと思っております。なお、先ほど臨時教育委員会といたしまして、日程が決定いたしましたので、その折に詳しい日程を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、教職員に関わることでございますけれども、11月になりますと永年勤続ということで、毎年25年以上教職員をやった先生が表彰を受けるという制度がございます。今年は13名の先生方が表彰を受けるということになります。なお、教育功績者も推薦したんですが、残念ながらこれにつきましては該当いたしませんでした。

私の方からは以上でございます。

佐々木委員長

只今の一般事務報告についてのご質問はございませんか。

「なし」の声あり

それでは、日程3、教育長報告を終わります。

11. 議事

佐々木委員長

日程4、議案第64号、栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてを
上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

議案書1ページをお開き願います。議案第64号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部
を改正する規則についてを説明いたします。

今回の改正につきましては、平成28年度からの市内幼稚園における3年保育の実施並びに
栗駒地区の幼稚園の再編に伴う幼保一体施設の整備及び志波姫地区の幼保一体施設の整備に伴
い、所要の改正を行うものであります。

それでは、お渡ししております資料に基づきご説明申し上げますので、定例会議案書の一部
改正規則新旧対照表3ページをお開き願います。別表第1中、再編される栗駒地区の岩ヶ崎幼
稚園、尾松幼稚園、鳥矢崎幼稚園の項を削り、名称欄中ふたば幼稚園の名称を志波姫幼稚園に、
また、3歳以上の幼児を受け入れることから、各幼稚園の定員を改正案のとおり改めるととも
に、入園資格の欄を全ての幼稚園において満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に
改めるものであります。定員の考え方につきましては、瀬峰幼稚園及び花山幼稚園は、既存園
舎の利用、一迫幼稚園は既存園舎に一部園舎の増築を行うことから、教室の面積を一時預かり
事業の面積基準である1.98平方メートルで除した人数の合計を定員としており、その他の
幼稚園は幼稚園設置基準の上限である35人に教室数を乗じた人数を定員としております。

議案書2ページにお戻りいただきます。附則は、施行期日を平成28年4月1日からとする
ものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

- 佐々木委員長 只今の説明についてご質問はございませんか。
- 白鳥委員 満3歳から小学校就学の始期に達するまで、3年保育の捉え方ですが、満3歳で入園できるのではないのですよね。満4歳、5歳、6歳が3年保育でないのですか。小学校1年生が満7歳ですよね。満3歳から入れるとなると誤解を生まないですか。
- 学校教育課長 通常入園の申込みにつきましては、前回の定例会でも申し上げましたが、11月に行っております。その年度において、前年度に満3歳に達した子どもが入園の対象ということで、こちらにつきましては学校教育法施行細則の中でも3歳以上児を幼稚園の対象とすることとなっております。これについては学校教育法の中でも幼稚園の就学年齢は満3歳以上とするということですので、それにならった表記でございます。
- 亀井教育長 あとひとつ、これは確認したんですが、間違いはないかどうかです。ふたば幼稚園が志波姫幼稚園に変わる、その定員です。280人から35人減って245人ということですが、ここは昔から3年保育をしている幼稚園ですが、これは将来推計から追って減らしたということで間違いはないですよね。
- 学校教育課長 志波姫幼稚園の定員についての考え方ですけども、先ほどご説明したとおり、志波姫の幼稚園につきましては、幼保一体化施設ということで、一人あたりの面積が2.43ということで、かなり広めにとっております。従いまして、幼稚園設置基準の上限であります35人×7学級ということで、245という数字を出しております。改正前の280人でございますが、これは、合併前から引き継いでいる例規の基に定められているものでございまして、第2次ベビーブームの際の入園見込みに合わせての定員と思われまます。今後の将来推計についてでございますが、志波姫地区の現在のところ把握できる将来推計によりますと、志波姫地区は一番ピークが平成28年度の、対象児3歳児49人、4歳児49人、5歳児65人の合計156人でございます。その翌年度の29年度は138人、30年度は127人といったような形で、減少傾向になってございます。
- 亀井教育長 了解しました。
- 佐々木委員長 ほかに質問はございませんか。
- 「なし」の声あり
- 佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。
- 「異議なし」の声あり
- 佐々木委員長 ご異議なしと認め、日程4、議案第64号、栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり承認することとします。
- 佐々木委員長 日程5、議案第65号、栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。
- 学校教育課長 議案書5ページをお開き願います。議案第65号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。
- 今回の改正につきましては、栗原市立学校再編計画に基づき学校再編を推進してまいりました結果、栗原市立岩ヶ崎幼稚園、栗原市立尾松幼稚園、栗原市立栗駒幼稚園及び栗原市立鳥矢崎幼稚園を再編し、幼保一体施設の栗原市立栗駒幼稚園として設置し、また、栗原市立ふたば幼稚園を新たに幼保一体施設の栗原市立志波姫幼稚園として設置する、栗原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことから、両幼稚園の通園区域に関し所要の改正を行うものであります。
- それでは、お渡ししております資料に基づきご説明申し上げますので、定例会議案書の一部改

正規則新旧対照表 7ページをお開き願います。

別表第3についてであります。栗駒地区の幼稚園の再編に係り、岩ヶ崎幼稚園、尾松幼稚園、鳥矢崎幼稚園の項を削り、栗駒幼稚園の通園区域の欄中、通園区域を栗駒小学校及び栗駒南小学校の通学区域に改めるものであります。また、ふたば幼稚園の項中、幼稚園名の欄を「ふたば幼稚園」から「志波姫幼稚園」に改めるものであります。

議案書6ページにお戻りいただきます。附則は、施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問ございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 それでは、原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、日程5、議案第65号、栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり承認することとします。

続いて、日程6、議案第66号、栗原市立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 議案書8ページをお開き願います。議案第66号 栗原市立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則についてを説明いたします。

今回の改正につきましては、平成28年度からの市内幼稚園における3年保育の実施並びに幼稚園における保育所と同等の預かり保育を実施することから、栗原市立幼稚園預かり保育実施に関する規則について所要の改正を行うものであります。

最初に条文の説明の前に、本日配布の教育委員会定例会資料1ページをお開き下さい。平成28年度からの幼稚園預かり保育事業についてであります。平成28年度からの幼稚園預かり保育サービスの拡充内容ですが、実施幼稚園につきましては、平成28年度から幼保一元化から幼保一体化となることから、これまでの幼保一元化施設の幼稚園を含め全ての幼稚園において預かり保育を実施することとなります。次に、保育時間についてありますが、月曜日から金曜日については、これまで慣例として行っていた午前7時30分から午前8時30分までの時間も預かり保育時間として位置づけを行います。また、保育所と同様に土曜日における預かり保育を行うとともに、午前7時から午前7時30分、午後6時30分から午後7時まで時間を延長して預かり保育を実施します。次に預かり保育の休業日についてありますが、期間の拡充として、お盆、学年始・学年末休業期間においても預かり保育を実施します。この変更により、平成28年度からの幼稚園における預かり保育の態様は2の概念図の通りであります。

それでは、議案書に戻っていただきたいと思っております。新旧対照表で説明したいと思っておりますので、16ページをお開き願います。

第1条の規則の趣旨についてであります。これまで、市立幼稚園で実施してきました「預かり保育事業」は、学校教育法及び幼稚園教育要領に基づき「教育課程に係る教育時間外の教育活動」と位置付け、独自に当該事業の規則を設け実施しておりましたが、平成27年4月1日施行の「子ども・子育て支援法」では、市町村は市町村が定める子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の子どもの支援事業として行う事業を同法第59条に規定しており、同条第10号に「児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業」が規定されております。このことから規則の趣旨を改めるものであります。

第2条の定義についてであります。第1号から第7号まで、この規則における用語の意義について規定する条を加えるものであります。

第3条の対象者についてであります。これまでの対象者と同様であります。また、その他教育長が認める状態にあるものにつきましては、第1号から第6号に示すもののほか、栗原市保育の実施に係る条例における保育所実施基準を参酌することとしております。また、第2項は一時預かり保育の対象者についての規定であります。

改正前の第3条の実施幼稚園についてであります。平成28年度から全ての幼稚園において預かり保育を実施することから、同条を削り、第4条以下を1条づつ繰り上げるものであります。

第4条の保育時間についてであります。現在の預かり保育は、長期休業期間等以外は、月曜日から金曜日までの降園時から午後6時30分まで、長期休業期間等は、月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後6時30分まででしたが、第1項の規定による別表のとおりとなります。新旧対照表の20ページをお開き下さい。定期預かり保育の預かり保育の時間については、月曜日から金曜日までの基本時間は午後1時から午後6時30分まで、延長時間として、午前7時から午前7時30分まで、午後6時30分から午後7時までとし、土曜日及び長期休業期間等の特定日においては、午前7時30分から午後6時30分まで、延長時間として、午前7時から午前7時30分まで、午後6時30分から午後7時までとするものであります。また、一時預かり保育の保育時間については、月曜日から金曜日までは、午前7時から午前8時30分までと午後1時から午後7時まで、土曜日及び特定日においては、午前7時から午後7時までとするものであります。17ページにお戻り願います。第2項の規定は幼稚園の振替休業日における預かり保育時間は土曜日及び特定日と同様とする規定を追加するものであります。

18ページをお開き下さい。第5条の休業日についてであります。保育所と同様の預かり保育を実施することから、第1号では現在休業日である土曜日を削り、第3号第4号では、現在の休業日である年度末年度初めの期間とお盆期間中を削り、同条5号を第3号に改めるものであります。

第6条の申込みの手続、第7条の利用の中止、第8条の欠席等の手続、第9条の利用の取消措置、第10条のその他の経費、第11条の事故処理、第12条の保護者の義務についてであります。預かり保育の土曜日実施及び延長を行うことにより、手続き規定の整理、文言の整理等を行うものであります。

20ページをお開き下さい。別表につきましては、先ほど説明しましたとおり、第4条第1項に定める預かり保育の時間について、別表で規定するものであります。

21ページをお開き下さい。様式第1号及び様式第5号につきましては、預かり保育の土曜日実施、延長保育の実施に伴い、各様式の整備を行うものであります。

議案書15ページにお戻り下さい。附則第1項は、施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。第2項は、申請手続き等の手続きについては、施行期日である平成28年4月1日以前においても、準備行為として実施できる旨の規定であります。第3項は、経過措置についての規定であります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長

説明が終わりました。ご質問ございませんか。

早坂委員
学校教育課長 現在の一時預かり保育の利用者数はどれくらいですか。
一時預かり保育については、預かり保育の申込みをなさっていないご家庭において、緊急的に預かり保育の事情が発生した場合ということでございます。従いまして、結果的に短期間の1日とか2日とかといった形でございまして、これまで今年度に入りましては、1件か2件程度の申込みだったと記憶してございます。

佐々木委員長
白鳥委員 ほかにございますか。
一時預かりだとある程度緊急性があるかと思いますが、事前申請ではなくて例えば当日の朝でも受け付けるような体制になっているんですか。

学校教育課長 ご質問のとおり緊急的に一時預かりを頼まなければならないといった事態も生じてきますので、その場合は申請は事後にさかのぼってというような形になっている実情もでございます。追加で説明いたしますが、預かり保育の対象の中で、保育所の実施基準と同等ということでございますが、保育所の方では入所の際の理由といたしまして、例えば求職活動を継続的に行っていることとか、学校教育法等に基づく学校に在学していること、職業訓練を受けていること、それからこちらは保育所のケースでございまして、児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待が行われている、または行われる恐れがあると認められること、それから、配偶者からの暴力の防止、いわゆるDVで教育を行うことが困難であること、あとは育児休業等に該当しておりますが、上のお子さんが保育所に在所している場合等に関して、保育所側では保育の要件として認めているところでございます。こういったものを参酌しながら、その他教育長が認める場合ということで運用していきたいと思っております。

白鳥委員
学校教育課長 預かり保育、延長保育について、利用料といたしますかその金額等はどれくらいですか。
先ほど教育長の一般報告で申し上げましたが、今回幼稚園関係におきましては、学校設置条例の関係と、それから併せまして幼稚園の授業料等徴収条例の一部を改正する条例ということで条例改正を行っているところでございます。その中で預かり保育の料金について条例で規定されているところでございます。内容的には、預かり保育の基本料金でございます特定日以外の幼稚園の教育活動終了後から18時30分までの期間について、それから長期休業中の7時30分から18時30分までについては従来通りの3千円ということで同額でございます。土曜日の保育料につきましては、月額1千円ということでございます。延長保育でございますが、朝の30分または夕方の30分の片方のみを延長する場合は月額250円、両方を延長する場合は月額500円ということでございます。料金的にはこのように条例改正を行ったところでございます。従いまして、現在幼稚園授業料が住民税非課税世帯以外ですと3,500円ということになりますので、保育所と全く同等の形態で幼稚園を使った場合には、3,500円の授業料に、預かり保育が3,000円、土曜日が1,000円、それから延長が午前・午後合せて500円、これに給食費が約3,800円から4,000円ということになりますので、大体11,800円から12,000円の間で、給食費が各幼稚園によって異なってまいりますので、そういった形での料金ということになります。保育所と比べれば、かなりお安いかと思えます。

白鳥委員
学校教育課長 今、幼稚園の利用料とか給食費とかは個人の口座から引き落としになっているんですか。
幼稚園授業料、給食費の納付方法につきましては、基本的には納付書発行という形でございます。希望する方は口座振替ということでございます。従いまして、従来の、学校に授業料や給食費だとかを届けるという形ではなくて、納付書による支払か口座振替ということになります。納付書による納付につきましては、金融機関またはコンビニ納付ということになります。

白鳥委員 この頃の定例会では給食費の未納についての報告がありませんが、そのうちでいいですから、給食費の未納関係も年に一度くらいは報告していただきたいなと思います。以前、職員が頑張って家庭訪問までして減らしてきたという実績がありますけども、その後実績としてどれくらい減ってきているのか、年に1回くらいは報告があってもいいかと思います。

佐々木委員長 では、次回お願いします。

白鳥委員 減っているようですか。

学校教育課長 幼稚園授業料は滞納繰越額については若干減りました。やはり申込んで利用していても未納している方がございます。

亀井教育長 口座振替と納付書でどちらが多いんですか。

学校教育課長 幼稚園の授業料につきましては、納付書が21.96%、口座振替が78.04%、預かり保育につきましては、納付書が35.44%、口座振替が64.56%でございます。余談になりますが、保育料は児童手当からの天引きということが法律的にできますけども、幼稚園授業料はそういったことができないこととなります。

亀井教育長 そうすると、納付書による支払未納が多いということになりますか。

学校教育課長 振替不能というのが毎月口座振替の方で十数件出てきております。振替日と給料日があわない場合とかに残高不足で振替不能ということになりますと、納付書を発行して納付書で払ってくださいということになります。口座振替の場合ですと、金融機関の手数料は1件10円でございます。納付書の場合は納付書を印刷する手間暇と紙代が当然かかりますし、コンビニ納付の場合ですと、1件55円の手数料がかかります。そういったことからしますと、口座振替が一番コスト的に安いということで、納付書を発行することもありますので、徴収する側としては口座振替を推奨していきたいと考えております。

白鳥委員 今話を聞くと、口座振替が基本ですと、それがどうしてもだめな場合は納付書、どちらがいいですかみたいな形でなくて、統一はできないんですか。

学校教育課長 基本は納付書でございます。利用者の方が金融機関に行くのが手間だという場合は口座振替制度ということで、幼稚園授業料に限らず、水道料金とか市税であったりとかそういったものの振替について周知しながら進めているところでございます。

亀井教育長 結局、納税にしても、口座から引かれる人と、振込用紙によって納める人とふたつあるから、これを強制は出来ないと思うので、結局利用者の選択ということにせざるを得ないんじゃないかと思います。口座で残高がなくて引き落とし不能になることもありますしね。

学校教育課長 近くの自治体の水道事業なんですけど、給料日がそれぞれ会社によって違うので、月3回振替日を設けて、未収金が発生しないように努めているそうです。

笠間委員 それは、栗原市でもやろうと思えば可能ですか。

学校教育課長 金融機関に振替を頼むのは、1件10円というのは振替を行った、行わないに係らず、取扱いとしてデータを作って送った分で1件になります。そのデータをこまめに月3回作って金融機関に引き落としを依頼すれば不可能ではないと思うんですけど、ただ、幼稚園授業料の金額に対しての作業的なコスト、費用対効果その辺を検証する必要があるかと思います。

佐々木委員長 それでは、ほかにご質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、日程6、議案第66号、栗原市立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり承認することとします。

お諮りします。個人情報が含まれている、日程7、議案第67号、要保護及び準要保護児童

生徒の認定について秘密会としてよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長　ご異議なしと認め、日程6、議案第67号、要保護及び準要保護児童生徒の認定については秘密会といたします。関係職員以外の退席のため、暫時休憩いたします。

12. その他

(1) 各課報告

佐々木委員長　会議を再開いたします。本日の日程が終了しましたので、各課報告に入ります。事務局に報告を求めます。教育総務課長。

教育総務課長　本日お渡ししてございます定例会資料をご覧いただきたいと思います。

2ページから4ページになります。先月の10日、11日、関東東北豪雨ということで、大雨の被害がございました。その際の被災者支援のお知らせでございます。既に、今月16日に被災者支援ということで毎戸配布されており、ご存知かと思いますが、教育部関係の資料をお付けしました。それでは簡単にご説明申し上げます。

教育部では、まず、幼稚園授業料の減免、給食費の助成ということで支援します。対象となる方につきましては、ご覧のとおり被災の状況と世帯の収入の状況によります。対象期間は被災した月の翌月から1年間ということで支援し、支援の内容としては記載のとおりでございます。続きまして、私立幼稚園の保育料と給食費の助成でございます。私立幼稚園は市内2か所ほどございますので、その保育料等の援助をするということでございます。対象者・対象期間については市立幼稚園と同じであります。支援の内容につきましては、私立ですので、保育料並びに給食費は市と異なっております。その関係がございますので、市の保育料、給食費に合せまして限度額を設けてございます。続きまして、預かり保育料の減免でございます。支援の内容につきましては幼稚園の授業料等と同じであります。続きまして、就学援助費の助成ということで、学用品、通学用品等の助成をするものであります。対象になる方、期間については同様であります。支援内容につきましては、記載のとおり6項目ほどの助成ということになります。続きまして、放課後児童クラブ利用料の減免でございます。これにつきましても内容は同様であります。最後に、奨学資金償還金の償還期間の猶予ということで、奨学資金の償還期間を延長するものでございます。これにつきましては、対象となる方が若干違いまして、被災の状況は同じでございますが、収入減については生計中心者ではなく本人に限られます。猶予する期間は1年以内ということで支援をするということでございます。

以上教育部関係の被災者支援でございます。

佐々木委員長　只今の説明にご質問ございますか。

「なし」の声あり。

佐々木委員長　それでは、次に学校教育課長。

学校教育課長　5ページの、平成27年度栗原市新人体育大会成績一覧表をご覧ください。今年度の中体連の新人大会につきましては、9月26日から9月27日の日程で開催されました。種目につきましては、野球以下ご覧のとおり10種目でございます。優勝、準優勝、第3位の結果につきましてはご覧のとおりでございます。以上でございます。

佐々木委員長　ホッケー女子は成立しなかったんですね。では、次に社会教育課長。

社会教育課長　資料6ページをご覧いただきたいと思います平成27年度栗原市内文化祭の開催一覧表でございます。瀬峰地区の10月24日から始まって、高清水の11月23日までということに

なっておりますので、日程・時間が合えば、お出かけになってご覧いただきたいと思います。

次に、7ページから10ページでございますが、栗原ハーフマラソン大会についてでございます。先ほどから名前がでておりますが、笠間委員さんを始め、1177人の参加をいただいて、11月8日に開催できることとなっております。これにつきましても、後日教育委員さん宛にご案内を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、11ページでございます。平成27年度小学校5年生から中学校3年生芸術鑑賞会でございます。主催は栗原市教育委員会で、日時は11月19日木曜日の午前10時と午後1時30分の2回公演となっております。栗原文化会館を会場に、演劇「約束～大切なもの～」を公演します。対象校は全ての小学校・中学校でございます、ここに記載の学校は鑑賞校ということで、10校になります。児童負担金は500円を徴することになります。

次に、栗原市合併10周年記念第28回栗原市美術展でございます。日時は11月10日から15日まで、時間は午前10時から午後4時まで、会場は栗原文化会館となっております。入場料無料ですので、是非ご覧いただきたいと思います。

次に、栗原市合併10周年記念公演海上自衛隊横須賀音楽隊コンサートでございますが、日時は11月23日月曜日の祝日でございます。開場午後1時、開演午後2時ということで、午後1時30分からミニコンサートというような形で行うということになっております。会場は栗原文化会館でございます。教育委員の皆様には、後日招待券を配布いたしますので、よろしく願いいたします。

最後に、栗原市合併10周年記念心にきざむ文化講演会ということで、茂木健一郎先生を講師として迎えて、「幸せはすべて脳の中にある」といった演題で講演いただきます。日時は12月12日土曜日、午後1時30分開場、午後2時開演、栗原文化会館会場で、入場無料ですが、入場券が必要ということなので、2枚ずつ後でお渡ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、平成27年第11回栗原市教育委員会定例会資料(2)をご覧いただきたいと思えます。1ページをお開き願います。栗原市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱について説明いたします。この交付要綱につきましては、子どもたちの放課後や休日等の居場所づくりを推進するため、子どもの居場所づくり活動を行っている団体等に対して活動支援としての補助金交付に関し所要事項を定めたものでございます。第1条には趣旨を規定しております。第2条には補助対象者について、第3条には補助対象経費について、第4条には補助金の額について、第5条には交付の申請について、第6条には交付の決定等について、第7条には申請事項の変更等について、第8条には実績報告について、第9条には補助金の確定について、第10条には補助金の交付決定の取消し等について、第11条には立入検査等について、第12条にはその他を規定しております。附則でございますが、1、この告示は平成27年10月1日から施行するものであります。2、平成27年度における補助金の交付の申請期限は、第5条中「4月末日」とありますが、今年度は10月1日施行であることから、「10月末日」とするものであります。

以上で社会教育課からの報告を終了いたします。

佐々木委員長

社会教育課関係、質問はございますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

それでは、以上で各課報告を終わります。

13. 閉会

教育総務課長 以上をもちまして、平成27年第11回栗原市教育委員会定例会を閉会致します。

午後3時20分

14. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第64号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

議案第65号 栗原市立学校の通学及び通園区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第66号 栗原市立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則について

議案第67号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

平成27年11月18日

会議録署名委員 _____

// _____